

2020年5月6日

学生団体の皆さんへ

法政大学学生センター

【重要】課外活動について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間延長を受けて、新型コロナウイルスの集団感染を防ぐため、学内での課外活動停止を延長させていただきます。

停止期限（予定）

2020年6月7日(日)まで

- ・4月9日より、学生のキャンパスへの入構は禁止されています。
- ・学生団体による学内施設利用停止も延長します。
- ・状況により延長・短縮の可能性があります。
- ・6月8日(月)以降については、今後の状況により後日対応を検討し、お知らせします。

国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」から、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声といった場所や場面の発生を避けるよう、提言が出されています。

感染をめぐる事態の沈静化が認められるまでは、学外における団体活動およびコンパや合宿等についても自粛するよう、強く要請します。

皆さんが社会の構成員としての責任を十分果たされることを切に望みます。

以上